

## 【主な記事】

- ◆公務員連絡会が人事院に要求提出 2
- ◆会計年度任用職員に勤勉手当支給 3
- ◆<連載>憲法をどう使うか? 4
- ◆第40回自治労水週間 6
- ◆第40回地方自治研究全国集会予告 7
- ◆第24回青年女性中央大交流集会 8

対総務省  
署名

『国基準』の押しつけに **NO** 全組合員の賃上げを

## 2024人勸期闘争がスタート

6月17日、自治労は「地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求める署名」を総務省に提出。2人の地方代表者も参加し、現場の声を訴えた。19日には、公務員連絡会が人事院に対し「2024年人事院勧告に関わる要求書」を提出。夏の人事院勧告期の闘争が本格的にスタートした。



(写真左から) 総務省の小池公務員部長と、組合員の思いを背負って署名を手渡す自治労本部の伊藤書記長、兵庫県本部副委員長、山木北海道本部書記長

自治労は6月17日、地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求めて署名提出・要請行動を行った。4月から約2カ月かけて集めた署名は56万1403筆に達し、総務省に提出した。

### 地方の実態と自主性尊重し 柔軟な給与制度を求める

総務省からは小池信之公務員部長や細田大造公務員課長が、自治労からは伊藤功書記長や林鉄兵総合労働局長、亀瀧真人労働条件局長、地方代表として北海道本部の山木紀彦書記長、兵庫県本部の戎剛副委員長が出席した。

はじめに伊藤書記長より、人事院が検討している「社会の変化に応じた給与制度の整備」の具体化にあ

って、①国の制度変更にしたがった扱いを自治体に求めないこと、②給与制度に関して、地方の実態と自主性を尊重した柔軟な対応を可能とすること、③国基準を上回る支給をしたことによる特別交付税の減額措置の撤廃を要請。引き続き、地方代表者の山木書記長、戎副委員長がそれぞれの地域の実情を訴えた(写真下囲み)。

小池公務員部長は、「本日いただいた56万の署名を重く受け止める。人事院と連携しながら給与制度のアップデートの検討を進めたい。採用に関する状況や公務員志望者の減少など、様々な懸案があることを認識している。検討会で先生方や自治体の意見を聞きながら議論を進めてい



る。引き続き、自治労との意見交換も重ねていきたい」と述べた。

### 地方公務員の給与決定は 自治体労使の判断の尊重を

最後に伊藤書記長が、地方公務員の給与は自治体の条例で定めるべきものであり、労使交渉の自主的・主体的判断による決定が尊重されるべきと強調し、地方の判断を尊重する仕組みの確立を強く求めた。

総務省よ  
地方の声を  
聞け

#### 戎剛 兵庫県本部副委員長

兵庫県では、地域手当に大きな格差があり、手当の高い自治体への人材の流出が起きている。地域手当の大きくくり化にあたっては、できる限り格差を解消する方向での検討を要請する。

#### 山木紀彦 北海道本部書記長

北海道は積雪寒冷地であり、生活する上で寒冷地手当は欠かせない手当となっている。そうした実態があるにもかかわらず、再任用職員や会計年度任用職員には支給されていない。支給対象とするよう求めたい。

# 勧告期に向けて交渉強化

公務員連絡会は6月19日、人事院総裁に対して2024年勧告要求を提出。人事院勧告に向けた一連の取り組みを開始した。

公務員連絡会の武藤公明議長（写真左・交渉団）は、「今年の春闘は、概ね3%を超えるベアを達成した。一方で物価高に賃金上昇が追い付かず、勤労者は依然として厳しい生活を強いられている。今年の勧告では、全職員に対する月例給および一時金の大幅な引き上げ勧告を強く求める」と述べた。



川本人事院総裁（右）に要求を示す交渉団



これを受けて川本裕子人事院総裁（写真右）は、「要求された課題について皆さんのご意見もお聴きしながら、検討を進めてまいりたいと考えて

ている」と応えた。

8月上旬に想定される人事院勧告に向けて、公務員連絡会は今後、交渉を強化していく。

## ILOで日本案件が個別審査に 石上委員長が労働者代表で発言

### 労働基本権問題



個別審査で発言する石上委員長

6月3～14日にスイス・ジュネーブで第112回ILO総会が開かれ、条約の適用状況を審査する基準適用委員会の「個別審査」に、日本の公務員の労働基本権問題が付された。

この会合には石上千博委員長が連合代表団の一員として出席。日本政府の誠実な対応を求めて発言した。

「個別審査」は6月11日に実施された。審査されたのは、ILO87号条約の日本国内での適用状況。冒頭、日本政府代表として細田大造総務省

公務員課長が消防職員の団結権、消防職員委員会制度の意義等について、日本政府の立場を説明した。

当事国の労働者代表として発言した石上委員長（連合会長代行）は、日本政府が2018年の「個別審査」における議長集約で「自律的労使関係制度について社会的パートナーと協議する」等を内容とした5課題（囲み参照）を示されたことに対し、政府は誠実に向き合っていないことを指摘。「日本の公務員の労働基本権問題の根本的かつ抜本的な解決に向けた日本政府の誠実な対応を導く本委員会の討議と結論を要請する」と強く主張した。

労働者側スポークスパーソンも日本政府に対し、社会的パートナーとの協議を通じ2026年までにこの問

### 日本案件第87号条約 個別審査議長集約（2018年）

- ①自律的労使関係制度の社会的パートナーとの協議・検討
- ②消防職員委員会制度の機能に関する課題等についての情報提供
- ③消防職員が警察と同一視されるという政府の見解等についての社会的パートナーとの協議、協議結果の情報提供
- ④刑事施設職員の団結権についての社会的パートナーとの協議・検討
- ⑤人事院の事務的中立性、調停・仲裁機能についての社会的パートナーとの協議・検討

題を解決するためのロードマップと行動計画を早急に策定し、2024年9月までに専門家委員会に提出すること等を求めた。

### 日本政府に対し改めて 対応と報告求める議長集約

「個別審査」を踏まえた議長集約（結論）では、改めて日本政府に対

## 組合の存在価値を実感

今年6月、自治法改正により多くの自治体で会計年度任用職員にも勤勉手当が支給された。支給日を迎えた単組のひとつに現場の声を聞いた。

「『一時金が多すぎる。計算間違ってるじゃない?』って、同僚からLINEが入ってきたんです」と、木村恵子(写真中央)さんが笑う。一時金は、期末手当と勤勉手当から成り、夏冬それぞれ期末手当が1.225カ月、勤勉手当は1.025カ月(国の制度)。これまで期末手当だけ支給されていた人から見れば、倍増に近い。

「これこそ組合で勝ち取ったものと仲間宣伝しています。賃金改定4月遡及のときも学習会で説明して、新規加入者がありました」。そして「組織内国会議員など関係者のご尽力のおかげ」と、木村さんは振り返る。

今後の課題はとの問いには、「現行4号の昇給の頭打ちを引き上げ、

当面、県並みの8号に。病気休暇の整備も」と話した。

○○○○○○○○  
○○○○○○○○  
○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



栃木・鹿沼市職労の臨時・非常勤等職員連絡会会長・木村恵子さん(中央)、瓦井雅俊委員長(左)と清水直紀書記長(右)



臨時・非常勤等職員  
全国協議会  
議長 中谷 公子  
(自治労くしろ児童厚生員ユニオン)

### 『政治とのつながり』を実感

勤勉手当の支給を可能にした今回の地方自治法改正は、私自身、政治と労働組合運動が繋がっていることを、身をもって実感した出来事だった。

22年11月、ダンボール50箱ほどの、皆さんが書いてくれた勤勉手当支給を求める署名を、配送のお兄さんと一緒に総務省に運んだことは忘れられない。

皆さんの思い、組織内議員の尽力、各単組の頑張りです。手にした昨年の倍の金額の手当は、組合の必要性を感じさせたのではないかと。

これからも、ともにがんばろう。

## 多くの課題残した通常国会 与党の退場迫る決意新たに

6月23日、通常国会が閉会しました。立憲民主党は、提出法案に対し真摯に様々指摘し是正を求めましたが、多くの課題が残されたままです。具体をあげると枚挙にいとまなしですが、政治資金規正法改正案(裏金問題)、民法改正案(共同親権)、入管法等改正案(外国人育成就労制度、永住権はく奪)、子ども子育て支援法案等々、そして補充的指示権を盛り込んだ地方自治法改正案。

公共サービスの現場業務と密接不可分の法案改正が、まっとうな答弁なしに可決成立させられてしまう、こんな今の政権・与党には速やかに退場いただくしかない、改めて強く決意した国会でした。

閉会中はみなさんのもとにお邪魔しますので、いろいろなお話聞かせてください!



### 参議院議員

# 岸まきこ

自治労は第97回定期大会で、第27回参議院議員選挙の全国比例区に「岸まきこ」参議院議員を自治労組織内候補として擁立することを決定しています。



声を力に、  
一歩前へ

岸まきこ 検索

## 憲法をどう使うか？ 第32回

NHKの連続テレビ小説「虎に翼」でも話題になっている、憲法14条1項の平等権。第32回の連載は、犯罪被害者の遺族給付金に関する、同性パートナーへの差別的な名古屋高裁の判断と、最高裁がこれを差し戻した経過を通じて、「法の下での平等」について考えたい。

# 犯給法の遺族給付金と同性カップルの保護



東京都立大学  
法学部 教授  
木村 草太さん

©岩沢蘭

## はじめに

同性カップルの法的保護に関する議論が進んでいる。今年3月14日には、札幌高裁が、同性カップルを法律上の婚姻として保護しないことは憲法14条1項・24条1項に違反すると判断した。また、5月2日には、長崎県大村市が、同性パートナーを「夫(未届)」と記載し、事実婚関係にあることを示す住民票を交付した。さらに、最高裁でも注目すべき判決が出たので、紹介しておこう。

## 1 犯罪被害者給付金と同性パートナー

犯罪被害者やその遺族は、犯罪によって深刻な被害を受ける。その被害の一部は、被害者自身が加害者に損害賠償を請求することで回復されるだろう。しかし、被害者自身のアクションのみに委ねたのでは、被害者は孤立する。被害者の痛みを社会として連帯の精神を示す必要がある。そのための法制度がなければ、法制度への信頼は揺らぐだろう。そこで、1980年、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「犯給法」という)」が制定された。

この法律は、被害者が生存している場合には被害者自身に、被害者が死亡した場合には遺族に犯罪被害者等給

付金を支給する旨を定める。遺族給付金は、犯給法5条の定める順位に従い、被害者の親族が受け取る。同1項によれば、第一順位は「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」とされる。

2014年、愛知県内で、Aが犯罪行為によって死亡した。Aの同性パートナーとして1994年から共同生活を送っていたXは、愛知県に対し、Aと「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当する主張し、遺族給付金を請求した。愛知県は、犯給法5条1項括弧書きの規定は異性パートナーのみを指すとして、給付を拒否した。そこでXは、愛知県に遺族給付金を請求し訴訟を提起した。

## 2 名古屋高裁の論理

犯給法5条1項括弧書きは「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と定める。

いわゆる事実婚は、愛情に基づく共同生活、同居、生計を同一にすることなどからなる。これらの要素は同性カップルでも成り立つので、同性カップルも「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するという解釈は十分に成り立つ。他方、法文は「婚姻の届出をしていないが」という留保をつけている。婚姻届を出し得る可能性を要件とするようにも読めるため、同性婚が認められない現行法の下では、同性カップルはこの括弧書きに該当し得ないという結論になる。

第一審の名古屋地判令和2年6月4日判時2465・2466合併号13頁、控訴審の名古屋高判令和4年8月26日判タ1506号48頁は、いずれも形式論を重視し、括弧書きに該当しないと解した。

しかし、話はここで終わらない。仮に、犯給法5条1項

括弧書きが、異性事実婚を遺族給付金の対象としつつ、同性事実婚をそれから外したのであれば、その区別が平等権（憲法14条1項）侵害になり得る。第一審では原告は憲法14条1違反の主張をしなかったため、控訴審ではここが主たる論点となった。

平等権侵害で違憲と評価されるか否かは、区別に合理的な理由があるかどうかで判断される。では、同性事実婚を排除した理由は何か。名古屋高裁は、次のように論じた。

まず、遺族給付金の支給目的は「社会連帯共助の精神に基づいて、遺族等に一定の給付金を支給し、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保する」ところにある。「連帯共助」とは、痛みを分かち合い、被害を見舞うことを意味する。

その上で、「国の立法によって同性パートナーについて何らかの法的な保護制度が制定されたわけではなく、同性パートナーについて、異性パートナーないし異性婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたとは認め難い」から、同性カップルを排除することに合理的理由があるという。

この理屈は、要するに、〈同性パートナーを失った苦痛や悲しみに対して、社会連帯共助の精神を示さなくても、法制度に対する国民の信頼は失われぬ〉ということだ。しかし、愛し合い共同生活を営んでいた者を失った苦痛や悲しみが、異性愛者と同性愛者で異なるわけがないだろう。名古屋高裁の論理は、さすがにすごいほど差別的である。

### 3 最高裁判決の論理

原告は当然、上告した。最三判令和6年3月26日裁判所ウェブサイトは、次のように判断し、事案を名古屋高裁に差し戻した。これは次のような論理による。

犯給法が事実婚パートナーも遺族給付金の対象としたのは「犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからである」。「そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない」。

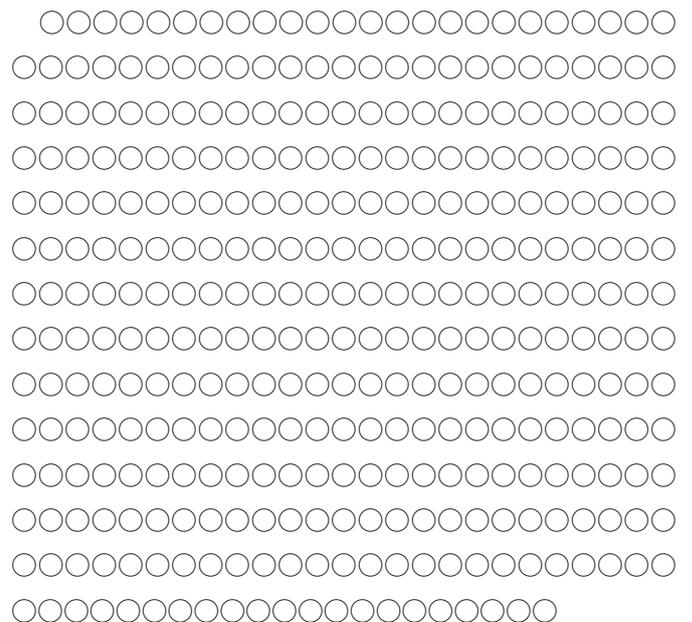
最高裁はこの認定を前提に、「そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしてい

ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない」と結論した。

### おわりに

この事件で注目すべきは、名古屋高裁の判決である。裁判官は、異性パートナーを失った苦痛や悲しみとは異なり、同性パートナーを失った苦痛や悲しみに連帯を示さなくても、国民の信頼は失われぬ、とあからさまな差別的認定を書いた。判決文という公的文章に、差別に基づく認定が示されたというのは、大変遺憾である。ただそれは、同性カップルと異性カップルを区別する理由を言語化しようとするれば、差別的な指摘をせざるを得ない、ということを明らかにしたという意味で、重要な失敗例であった。

最高裁は、それを追認せず、適切に是正した。冒頭に挙げた同性カップル保護の動きは、名古屋高裁のような論理が維持できないという考え方が、社会に広まっていることの現れだろう。同性婚訴訟でも、最高裁は正しい判断を示してほしい。



きむら・そうた●1980年、横浜市生まれ。東京大学法学部卒業、同助手を経て、現在、東京都立大学法学部教授。専攻は憲法学。国民の力で「憲法を活かす」をテーマに活動中。著書の『憲法の急所』（羽鳥書店）は「東大生協で最も売れている本」「全法科大学院生必読の書」と話題に。『憲法という希望』（講談社現代新書、共著）ほか多数。

## 第40回自治労水週間 (8月1日～7日) 災害から考える水道の未来



千葉裕人 さん  
北上市職労  
岩手中部水道企業団労組



めぐるちゃん  
自治労の  
公式みずキャラクター

# 100年先も水の恵みを みんなに届けるため

能登半島地震では水道管が広範囲に壊れ、石川県を中心に約13・7万戸で断水が発生した。8月1日からの水週間に機に、水道管の「耐震化」を通して水道の未来を考える。自治労の公式みずキャラクターめぐるちゃんが、耐震化工事の現場に突撃取材した。

**めぐ** 水道管が地震で壊れないようにするには、どうするの？工事現場に連れて行ってよ。

**ち** いいよ。見てごらん。耐震管という水道管に取り替えるんだ。地震で揺れると管の接続部分が動くようにできているから、はずれないんだよ（左写真）。

**めぐ** 国は基幹管路の耐震適合率（左囲み解説参照）を2028年度末までに60%以上にするのが目標と言っているよ。2022年度末の適合率は42・3%だね。

具体的には、どういう風に工事を進めるの？

**ち** 水道管は、全国的に更新が遅れていて老朽化が進んでいる。40年以上使われている管は全国で22%くらいと言われているんだ。

老朽化すると漏水や破裂が起きて広範囲で断水することがあるから、老朽化した管から優先的に更新する計画を作って、工事のときに耐震管に取り替えていくよ。一気ににはできないから、毎日、少しずつだ。

**めぐ** 千葉さんの職場は、企業団って言うの？市役所の上下水道局とは違うんだ。

**ち** 僕が働いている企業団は2市1町が10年前に共同で設立したんだ（下囲み）。人口が減る中で、水道料

金収入の減少、設備の老朽化などの悩みを、どの自治体も抱えている。

そこで近隣の自治体の水道担当者を中心に10年以上も議論を重ねて「広域化」を決めたんだ。

自治体ごとの事業を統合することで運営を効率化して、中長期的な計画を作る中で、水道料金を一気に引き上げないで、設備の集約化や更新、必要な人材育成ができることをめざしてきたのさ。もちろん仕事

の量と人員など、課題はあるよ。

**めぐ** いつまでも水道を使い続けるためには、千葉さんは何が必要だと思う？

**ち** 管路はどんどん老朽化していくけど、人口減少が急速に進んで、水の需要は減っている。今ある施設を

前提に、耐震化だけを進めるのはもったいない。

100年先の将来を見すえた「次世代水道」の構想を描いて、そこに投資することが重要だと思うよ。そして、そのために必要なアクションを、今から起こしたい。そう考えているよ。

### 耐震管取り替え工事現場を拝見



花巻市東和町倉沢地区の現場（7月3日）

1日に可能な工事は30メートル程度。時間のかかる地道な手仕事だ。耐震管は頑丈な鋳鉄製。接合部が可動式になっており、地震のショックで離れないようにできている。

#### ●耐震管率

基幹管路の長さに対する耐震管の長さの割合

#### ●耐震適合率

耐震管ではないが地盤の状態などから耐震性があると評価される管の割合

### 自治労水週間めり絵コンクール

#### どなたでも応募できます

自治労は「自治労水週間めり絵コンクール」を開催します。今年のテーマは、「水の奏で—忘れがちな宝物」です。ポスターデザインは二次元バーコードからダウンロードできます。

#### ■募集期間

7月8日(月)～8月31日(土)  
(当日消印有効)





働き方研究家  
西村 佳哲 さん

西村 佳哲 (にしむら・よしあき)  
(有)リビングワールド代表。つくる・書く・教える、大きく3つの分野で働く。近著は『ひとの居場所をつくる』(2020年 ちくま文庫)

1日目  
「自治研セッション」  
に登場

## 自治体職員が働き方を変えれば地域が変わる

# 自分の言葉で話す会議を 役場はまちのバックオフィス

「しまね自治研」1日目の目玉企画「自治研セッション」に登場する「働き方研究家」の西村さん。スタートはデザイナー。30歳で大手企業を辞めて独立したとき、さまざまな「いい仕事」をしている人に話を聞きまわったことから生まれた名乗りだ。徳島県の神山町では地域創生に関与。執筆、中小企業の伴走支援、様々なワークショップの主催など、幅広く活動する。

多くの人の《働き方》を見つめてきた西村さんの眼に、自治体職員の仕事ぶりは、どのように写っているのだろうか。

(取材日：6月26日)

徳島県の神山町と東京の二拠点生活をしていたとき、役場の仕事ぶりを見て感じたのは、職員数が少なく、職員1人ひとりが自分の仕事で手いっぱい、周囲と話し合っただけで何かを創り出す経験が少なくなっているんだな、ということでした。

既存業務を問題なくこなすだけでは新しい仕事は生まれません。ですが、どんな組織にも新しいことを始める人はいるものです。住民がそういう職員を応援して、役場にフィードバックができるといいと思います。

### やめ方を教わり、慣れる

新しいことを始めるためには、時代に合わない古い仕事をやめる必要

があります。ところが、やめるのは難しい。クリエイティブにやめることを、上手にやめた組織から学び、やめることに慣れないといけません。

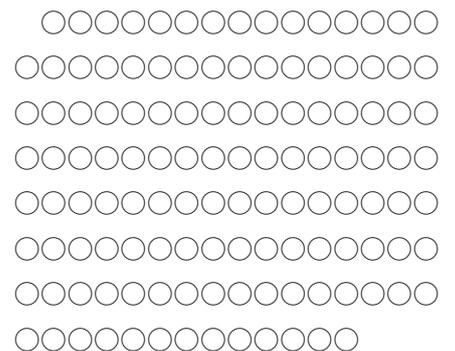
また、仕事は会議で進みますので、会議のあり方はとても重要です。会議では自分の言葉で話すことが大切です。「誰かがこう言っていた」ではなく、「自分はこう思います」と、自分の意見を言わないと、会議は死にます。

会議には、《共有・拡散・混沌・収束》の4段階があります。ところが、拡散と混沌を恐れて、すぐ収束させようとする会議が多いのです。拡散・混沌を経た結論は豊かなものになります。これを2~3回経験すれば皆できるようになります。

### 役場の雰囲気 地域の雰囲気を作る

役場はまちのバックオフィスです。企画・総務部門が明るくノリがいいと組織は元気になる。役場の雰囲気が地域の雰囲気を作りますので、とても大事です。

自治研集会は、参加者の皆さんがヨコの交流ができる貴重な場だと思います。私も楽しみにしています。



締切り 迫る

**自治労**

あなたの思いをカタチに

**自治労コンクール**

第30回 自治労文芸賞  
散文・詩歌等

第31回 写真コンクール

2024 まんが大笑  
テーマ「車」

詳しくはこちらから  
自治労ホームページをご覧ください

応募資格  
応募先  
〒102-8464 東京都千代田区六番町1  
自治労総合企画総務局  
報道担当「〇〇〇」コンクール係まで  
2024oubo@jichiro.gr.jp  
発表/機関紙「じちろう」紙上で順次発表の予定。「文芸」「写真」「まんが」の各受賞作品は自治労文芸第31号で紹介します。  
応募上の注意/必ず「応募票」を作品に添付してください。

応募要項・審査と発表

H58mm×W90mm

2024年  
8/31(土)  
締切|当日消印有効

教えて ロッキン

ろうきんって何? の巻

だから

はたらく人の  
生活によりそった  
商品・サービスが  
いっぱい!!

はたらく仲間が  
お互いを助けあうために  
つくった金融機関

ろうきんなら、あなたに合った商品・サービスや、  
資産形成のコツも教えてくれるよ!

2022.04 ①/1/8



# 職場に《学び》持ち帰り 運動の輪を広げよう



6年ぶりの完全対面・フルスペック・山中湖での中央大交流集会（全体集会）。

自治労は6月14～16日の3日間、第24回青年女性中央大交流集会を山梨県・山中湖村で開催。40県本部・1社保労連・1消防協から、387単組1052人の青年・女性組合員が参加した。

集会は講演、文化交流、たたかいの報告、職種別分散会などで構成。職場の課題や、国と地方の関係、反戦平和課題を中心に議論し、運動の

輪をさらに広げていくことを誓い合った。

基調講演では、埼玉大学名誉教授の伊藤修さんが今の社会の問題とあるべき姿について問題提起した。

伊藤さんは「日本経済の衰退、人口減少は経済問題であり、貧困と不安定な非正規労働者の増大が原因。現状を変えるためには、労働組合で団結して要求していくことが大切

だ。この社会を、社会全体の利益の追求が目標にされる社会に変えていく必要がある」とした。

続く記念講演では、関東労働大学講師の菅原修一さんが、日本は専守防衛から戦争のできる国づくりに大きく転換していると指摘。今年6月に成立した改正地方自治法の、国か



**BOOK**

**国を蝕む《嘘》とのたたかい**

1972年、沖縄は米軍統治下から日本に返還された。このとき日米間で交わされた「密約」をスクープした記者がいた。毎日新聞の西山太吉だ。しかし西山は、男女関係にあった外務省事務官をそののかして国家機密を入手したとして訴追され、職を失う。

本書は、「国家の嘘」を暴くためにたたかった2人の女性―西山記者の妻・西山啓子と、「密約」の情報公開訴訟を勝利に導いた弁護士・小町谷育子―の視点から、権力の

通常ならば西山の軌跡を追うところを、2人の女性を軸としたアプローチは、著者の非凡さを感じさせる。今日の沖縄の基地負担の原点ともいえるべき「沖縄密約」。その嘘は、50年経ってもなお日本を蝕み続ける。

暗部に迫るノンフィクションだ。

沖縄返還をめぐる日米交渉で米側の負担とされた返還軍用地の原状回復補償費を、実は陰で日本側が負担するとした密約の存在は、2000年、アメリカの情報公開文書によって明らかとなる。しかし日本政府はこれを否定。歴史の真実をかけた裁判が始まる。



**自治労ホームページ  
組合員限定ページ**

**「自治労通信」も読めます**

**自治労通信7月号ラインナップ**

- ①【特別企画】  
災害と自治体職員
- ② SOGI 理解増進法を自治体で活用するために
- ③ 地方財政入門（第4回）
- ④ 機関紙教室：ピラの壺（後編）
- ⑤ 憲法をどう使うか？（第32回）

パスワード **jichi2024**



**H58mm×W183mm**

幸せは、ひとりじゃつくりえない。

**自治体職員の交通事故に大きな力を発揮する**

**交通事故による、まさかの失職に備えを！**

公務員は交通事故を起こしたことにより、失職することがあります。一瞬の不注意であっても過失の罪を問われて職を失うのです。**この場合、懲戒免職と同様に、退職金は支払われない場合がほとんどです。**

**このような事態を防ぐために、じちろうマイカー共済があります！**

ご不明な点があれば、まずは所属の組合にご連絡ください。

**まさか自分が、  
事故を  
起こすなんて…**



**じちろうマイカー共済**  
自動車総合補償共済

【ごみん共済 coop】は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。